



鳥取県公報

平成 24 年 10 月 12 日(金)
第 8 4 3 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (699) (障がい福祉課) 2 都市計画の変更 (700) (景観まちづくり課) 2 土地改良区の定款の変更の認可 (701) (農地・水保全課) 3 地籍調査に関する事業計画の変更 (702) (〃) 3 基本測量の実施 (703) (技術企画課) 3 基本測量の終了 (704) (〃) 4 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (705) (東部総合事務所福祉保健局) 4 障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (706) (〃) 4
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (6) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 5

告 示

鳥取県告示第699号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療の 種類	指定年月日
クオール株式 会社 代表取締役 中村 勝	東京都港区虎ノ 門四丁目3-1	クオール薬局境港 店	境港市上道町1893 - 4	育成医療、更生 医療、精神通院 医療	平成24年10月 1日
株式会社ライ フケア湯梨浜 代表取締役 平田 すが子	東伯郡湯梨浜町 はわい長瀬712 - 3	訪問看護ステーシ ョンゆりはま	東伯郡湯梨浜町大 字田後224-1	〃	〃

鳥取県告示第700号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画区域区分

米子境港都市計画臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 米子境港都市計画区域区分

追加する部分

境港市昭和町

(2) 米子境港都市計画臨港地区

追加する部分

境港市昭和町

3 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び境港市役所建設部都市整備課（境港市上道町3000）

鳥取県告示第701号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を平成24年10月2日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第702号

平成24年鳥取県告示第309号（国土調査法による事業計画の決定について）により告示した平成24年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成24年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	変更前後別	調査地域	調査期間
倉吉市	変更前	倉吉市上井、上井町一丁目、上井町二丁目、福吉町、福吉町二丁目、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、大正町、大正町二丁目、明治町、明治町二丁目、山根、伊木、金森町、越中町、越殿町、広瀬町、河原町、旭田町、研屋町、魚町、東仲町、西仲町、葵町、仲ノ町及び西町の各一部	平成24年4月16日から平成25年3月31日まで
	変更後	倉吉市上井、上井町一丁目、上井町二丁目、福吉町、福吉町二丁目、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、大正町、大正町二丁目、明治町、明治町二丁目、山根、伊木、金森町、越中町、越殿町、広瀬町、河原町、旭田町、研屋町、魚町、東仲町、西仲町、葵町、仲ノ町、西町及び福庭の各一部	〃

鳥取県告示第703号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査及び電子基準点付属標取付観測）
- 2 作業期間 平成24年10月9日から同年12月5日まで
- 3 作業地域 鳥取市、米子市並びに八頭郡智頭町及び八頭町

鳥取県告示第704号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業地域 東伯郡湯梨浜町及び琴浦町、西伯郡大山町及び伯耆町並びに日野郡日南町
- 3 終了年月日 平成24年9月28日

鳥取県告示第705号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月12日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人ひばり総合福祉会	鳥取市富安一丁目205	一般社団法人ひばり総合福祉会	鳥取市富安一丁目205	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	平成24年10月1日
株式会社緑工房	鳥取市河原町長瀬61-11	緑工房	鳥取市河原町長瀬61-11	就労継続支援A型、就労移行支援	〃
一般社団法人緑	鳥取市千代水一丁目96	就労支援センター緑	鳥取市千代水一丁目96	就労継続支援A型	〃

鳥取県告示第706号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月12日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
ひばり総合福祉株式会社	鳥取市富安一丁目205	ひばり総合福祉株式会社	鳥取市富安一丁目205	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	平成24年9月30日

- ア 借入物品 交通信号機管理システム用機器 一式
- イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

- ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成24年12月21日（金）

- イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成25年1月1日から平成30年12月31日までとする。

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間（72月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

- イ (1)のアの物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額

- ウ (1)のイの物品の価額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成24年10月12日（金）から同年11月14日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (3) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類又はその他の賃貸のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年11月2日（金）午後3時までに4の(3)の場所に提出すること。

- (4) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

ファクシミリ 0857-29-3700

メールアドレス k_yosannikakari@pref.tottori.jp

(2) 仕様書に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部交通部交通規制課

電話 0857-23-0110

ファクシミリ 0857-29-3700

メールアドレス k_koutukikakusisetu@pref.tottori.jp

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成24年10月12日(金)から同月24日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年11月14日(水)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月13日(火)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成24年11月2日(金)午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に72月を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に72月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることが

できる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。